

栃木県LPガス料金激変緩和対策事業補助金

申請手続（公募要領）

令和4年12月23日

一般社団法人 栃木県LPガス協会内 補助金センター

TEL : 028-689-9912

FAX : 028-689-9913

HP : <https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa/>

目次

I. はじめに	2
(1) 本要領について	2
(2) 申請にあたっての注意点	2
II. 本補助事業の概要	3
(1) 目的	3
(2) 概要	4
(3) 補助対象	4
(4) 値引きの実施	4
(5) 値引きの特例	5
(6) 本補助事業の補助対象者	5
(7) 事業の流れ	5
III. 本補助事業の補助対象者の要件	5
IV. 本補助事業の補助内容	6
(1) 内容	6
(2) 交付決定額	6
(3) LPガス料金の値引きの計算	7
V. 申請手続き等の概要	7
(1) 公募受付期間	7
(2) 申請方法	7
(3) 申請手順	7
(4) 審査方法	8
(5) 審査結果	8
(6) 申請情報の変更	8
(7) 申請取下げ	9
VI. 最終値引き後の手続きの概要	9
(1) 実績報告	9
(2) 精算払い	9
(3) 概算払い	9
VII. 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除	9
(1) 不正の防止	9
(2) 不適切な行為の防止	10
(3) 反社会的勢力の排除	10
VIII. 個人情報の取り扱い	10
IX. お問い合わせ先	10

I はじめに

(1) 本要領について

栃木県LPガス料金激変緩和対策事業（以下「本補助事業」という。）のLPガス料金値引き原資に対する補助について公募を行いますので、事業の実施に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請願います。

(2) 申請にあたっての注意点

- 1 本補助事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける家庭・企業等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本補助事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

- 2 本補助事業は、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県LPガス料金激変緩和対策事業費補助金交付要領（令和4年12月19日付け工第675号栃木県産業労働観光部長通知）など関係法令等に基づき実施されます。

また、申請書類において、以下を宣誓いただきます。

①不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

②反社会的勢力排除に係る誓約事項

③LPガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

④事業遂行上の課題・懸念等に対して、栃木県LPガス料金激変緩和対策事業の補助事業者である一般社団法人栃木県LPガス協会が設置する補助金センター（以下「協会が設置する補助金センター」という。）に事前報告し、協会が設置する補助金センターの決定事項に協力すること。

⑤栃木県LPガス料金激変緩和対策事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に従うこと。

本補助事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めることがあります。

- 3 一般社団法人栃木県LPガス協会による補助金の交付決定後でないと、補助対象となる値引き行為はできません。

交付申請書の審査の結果、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認定する「補助金交付決定通知書」が送付されます。

- 4 契約消費者数が大幅に増加することにより、補助金交付決定額を上回るおそれがある場合は、「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

5 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は交付されません。

L Pガスの販売業者は、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書を、定められた期日までに協会が設置する補助金センターに提出しなければなりません。なお、追加で協会が設置する補助金センターから提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。

定められた期日までに、実績報告書等の提出が協会が設置する補助金センターで確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

6 実際に交付される補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。また、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還することとなります。

7 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

L Pガスの販売業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業が終了した日が属する年度の終了後5年間（令和10年度末まで）、協会が設置する補助金センターや栃木県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

8 L Pガスの販売業者は、本申請手続（公募要領）、交付規程に記載のない細部については、協会が設置する補助金センターからの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認のため、協会が設置する補助金センターが電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、協会が設置する補助金センターとして、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

II 本補助事業の概要

(1) 目的

国が総合経済対策において電気・都市ガス料金支援を実施する中、栃木県内の約6割、約51万世帯等が使用しているL Pガスについても、その料金が高騰していることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

栃木県内でL Pガスを消費する家庭・企業等を対象に、栃木県が指定する値引き単価（以下「値引き単価」という。32 円/m³）により、当該家庭・企業等の使用量に応じた令和5年1月分から3月分までのL Pガス料金の値引き（1月当たりの上限 12 m³）を行ったL Pガスの販売業者に対して、その値引き原資を補助します。

(3) 補助対象

令和5年1月分から3月分までのL Pガス料金の値引き

①令和5年1月1日から3月31日までの間に行われる検針に基づいた値引き額が対象

例) 1/7 検針（12/7～1/7 使用分）の使用量×値引き単価（32 円/m³）＝1 月分値引き額
 2/7 検針（1/7～2/7 使用分）の使用量×値引き単価（32 円/m³）＝2 月分値引き額
 3/7 検針（2/7～3/7 使用分）の使用量×値引き単価（32 円/m³）＝3 月分値引き額

②各検針における値引き上限は 12 m³まで

③1 世帯・事業所あたりでの値引き回数は3 回まで

(4) 値引きの実施

L Pガス料金の値引きは、原則、当該検針月又は検針翌月に行うこととし、原則4月末日までに実施するものとします。ただし、消費者に複数回まとめて値引きする旨、事前周知を行った場合は、3か月分の値引きをまとめて行うことも可能とします。

原則、値引き実施時期のパターンは下表のとおりとします。

	パターン1 検針時に値引き（当月）	パターン2 値引きが間に合わない 1月分のみを2月に合 わせて値引き	パターン3 翌月検針で前月分を値 引き	パターン4 3か月分をまとめて値 引き（3月又は4月に値 引き）
補助 対象	1月検針	1月分値引き実施		
	2月検針	2月分値引き実施	1・2月分値引き実施	1月分値引き実施
	3月検針	3月分値引き実施	3月分値引き実施	2月分値引き実施
	4月検針		3月分値引き実施	1・2・3月分値引き実施

なお、値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票及び別紙などにより、次のことを明示する必要があります。

- ・「とちL Pわり」による値引きであること（名目は「とちL P割」でも可とする。）
- ・値引き額（税込）
- ・値引き対象のL Pガス使用量

記載例などについては、協会が設置する補助金センターがホームページで公開するQ&Aを御確認ください。

また、複数回まとめて値引きする場合は、値引き合計額の他に月ごとの値引き額、LPガス使用量を記載してください。

(5) 値引きの特例

値引き単価は32円/m³（税込）となり、値引きを実施する際は、消費税込みの料金合計額から値引き単価に使用量を乗じた値引き額を差し引くこととなります。

ただし、システム等の関係で当該単価を使用することが困難な場合は、29円/m³（税抜）を使用することも認めます。この場合、29円/m³に使用量を乗じた値引き額を料金から差し引いた後に、消費税率を乗じることとします。

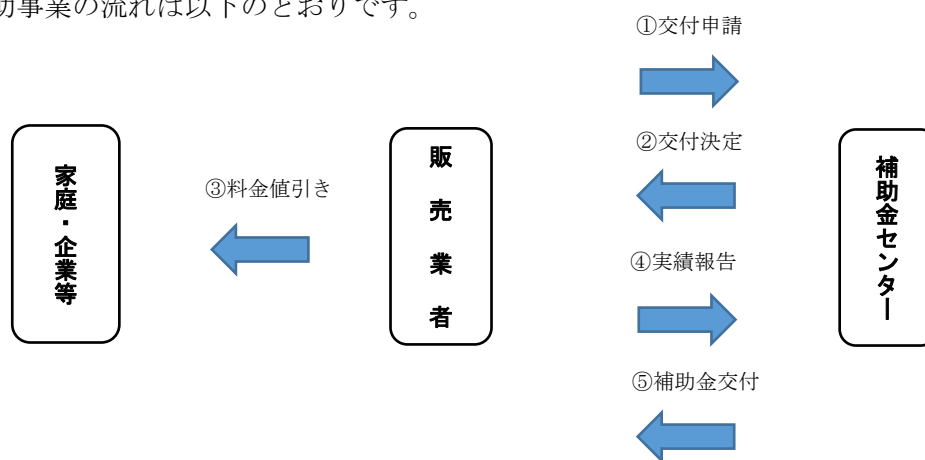
なお、値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票などにより、(4)の3項目について明示してください。

(6) 本補助事業の補助対象者

本補助事業の補助対象者は、申請時において、Ⅲの要件を満たすLPガスの販売業者とします。

(7) 事業の流れ

本補助事業の流れは以下のとおりです。



Ⅲ 本補助事業の対象者の要件

本補助事業の補助対象者は、以下の要件を満たし、別紙1に定める各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は補助を取り消すことがあります。

1. LPガスの販売業者^{※1}であること
2. 申請時において、前年と比較してLPガス料金が上昇していること
3. 栃木県内でLPガスを消費する家庭・企業等に対して、栃木県が指定した値引き単価での値引きを行い、当該事実を明示できること^{※2}

4. 栃木県又は協会が設置する補助金センターからの情報開示、広報への協力ができること
5. 原則として、令和5年1月検針分からの値引きが実施できること
6. 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
7. 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

(※1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にLPガスを販売する者をいう。

(※2) 原則として、次の項目を明示すること

- ① 事前にリーフレット（協会が設置する補助金センターが各LPガスの販売業者に配付）等において値引きの実施の周知
- ② 請求書、検針票、WEB 明細等における本補助事業による値引き額

IV 本補助事業の補助内容

(1) 内容

栃木県内でLPガスを消費する家庭・企業等^{*}を対象に、値引き単価（32円/m³）により当該家庭・企業等の使用量に応じたLPガス料金の値引き（1月当たりの上限12m³）を行ったLPガスの販売業者に対して、その値引き原資を補助します。

(※) 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、栃木県内でLPガスを消費する者とする。また、原則として体積販売で供給されている者とし、国又は地方公共団体により管理等が行われている施設は除く。

(2) 交付決定額

本補助事業の交付決定額は、LPガス料金の値引き対象となる家庭・企業等の数を基に、原則として協会が設置する補助金センターが指定する以下の計算方法で算出します。なお、交付決定額は消費税抜きの金額ですが、値引き単価は消費税込みの金額であることにご留意ください。そのため、交付申請の際には、値引き単価に使用量、家庭・企業等数、対象期間を乗じた値引き対象の総額から、消費税率（1.1）で割り戻した金額で申請してください。

対象者	交付決定額
家庭・企業等 (体積販売 [*] 、国・地方公共団体の施設は除く。)	32円/m ³ ×12m ³ /月（算定上の上限値）× 補助対象となる家庭・企業等数×3か月 / 1.1（消費税率）

(※) 体積販売を対象とします。質量販売については、使用場所を栃木県内に限定すること、補助対象期間における使用量の把握が困難であるため、対象外とします。

(3) LPガス料金の値引きの計算

値引き額を算出する際に1円未満の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入しても差し支えありません。

V 申請手続き等の概要

(1) 公募受付期間

令和5年1月10日(火) 13時～令和5年2月15日(水) 16時30分 必着

本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い交付決定いたします。

なお、値引き実施時期について「パターン1」を選択し、上記受付では、補助金の交付決定が1月検針による値引きに間に合わない場合は、受付開始前に、(一社)栃木県LPガス協会と調整の上、申請を行うことができます。

(2) 申請方法

申請は以下WEBサイトの書類をダウンロード等し、郵送又は持参等によりご提出ください。

【提出方法】協会が設置する補助金センターへ持参又は郵送の他、販売事業者が所属する各支部で預かり、各支部から協会が設置する補助金センターへ送付(この場合の送料は協会が負担)とすることも可能といたします。

WEBサイト：<https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa/>

提出先住所：栃木県宇都宮市東今泉2-1-21 (一社)栃木県LPガス協会内補助金センター

(3) 申請手順

- ① 本要領及び交付規程の内容を確認する。
- ② 申請書類を入手し、書類を作成する。
- ③ 申請書類及び必要な添付書類を協会が設置する補助金センターへ提出する。

【提出方法】協会が設置する補助金センターへ持参又は郵送の他、販売事業者が所属する各支部で預かり、各支部から協会が設置する補助金センターへ送付(この場合の送料は協会が負担)とすることも可能といたします。

【表①：補助金交付申請時に必要な書類】

番号	提出書類名	様式
01	栃木県LPガス料金激変緩和対策事業補助金に係る交付申請書	様式第1
02	誓約事項等 同意書	様式第1の別紙

【表②：概算払い依頼時に必要な書類】

番号	提出書類名	様式
01	栃木県LPガス料金激変緩和対策事業補助金概算払依頼書	様式第9-2
02	納税証明書	※

※納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

県税事務所が発行する全税目の県税に未納がないことの証明書を提出してください。
 使用目的「6 補助金交付申請のため」 証明事項「1 県税に未納がないこと（全税目）」
 提出先「2 その他（一般社団法人栃木県LPガス協会内補助金センター）」

（４） 審査方法

事務局は、LPガスの販売業者が以下の要件を満たしているか審査を行います。

- ① IIIに規定する要件をすべて満たすこと
- ② 協会が設置する補助金センターが指定する「栃木県LPガス料金激変緩和対策事業」の基準を満たしていること

※審査内容についてお答え致しかねますので、ご了承ください。

（５） 審査結果

審査結果は、協会が設置する補助金センターからの通知にてお知らせします。

（６） 申請情報の変更

申請した内容については、変更承認等を受けることで変更や追加をすることができます。申請情報の変更が必要になった場合は、速やかに協会が設置する補助金センターに連絡してください。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、申請を取り消す場合があります。その際は、協会が設置する補助金センターの指示に従ってください。

○申請時の販売業者の報告義務

LPガスの販売業者は、申請時に補助期間中における廃業、LPガス事業の撤退等により本補助事業を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに協会が設置する補助金センターに対してその旨を報告する義務があります。

また、自社と取引等の関係を有する販売業者が廃業、撤退等による本補助事業の遂行に支障が出る事が明確である場合や、その懸念があると把握される場合にも、速やかに協会が設置する補助金センターにその旨を報告する義務があります。

LPガスの販売業者による上記の報告義務の違反が、協会が設置する補助金センターの調査にて明らかになった場合は、協会が設置する補助金センターの決定する対応方法に従うことになります。

(7) 申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに協会が設置する補助金センターに連絡してください。

VI 最終値引き後の手続きの概要

(1) 実績報告

最終の値引きを実施後、実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、補助事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表を合わせて提出していただきます。

協会が設置する補助金センターが、実績報告書や帳票等の確認を行い、額の確定について通知します。

【表③：実績報告時に必要な書類】

管理番号	提出書類名	様式
01	栃木県LPガス料金激変緩和対策事業補助金に係る補助事業実績報告書	様式第7
02	補助事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表	※

※一覧表には、①氏名など個人が識別できるもの、②家庭・企業等の各月のLPガスの使用量及び値引き額を記載すること。

また、協会が設置する補助金センターが無作為に選んだ家庭・企業等（10件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票等の写しを提出すること。

(2) 精算払い

額の確定通知を受けた後、請求書を提出していただきます。協会が設置する補助金センターは、請求書をもって、補助金の精算払いを行います。

(3) 概算払い

補助金は、原則、最終値引き実施後に精算払いとしますが、精算払いでは本補助事業の遂行が著しく困難である場合は、交付申請の段階で概算払依頼書を協会が設置する補助金センターに提出してください。協会が設置する補助金センターが審査し、妥当性が認められた場合に限り、概算払いによる早い時期での支払いを行うこととします。

なお、交付すべき補助金額の額を確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

VII 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

(1) 不正の防止

LPガスの販売業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求[※]等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

（2）不適切な行為の防止

L P ガスの販売業者が、①補助金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本補助事業の趣旨に反する行為を行った場合には、補助対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

（3）反社会的勢力の排除

L P ガスの販売業者は、本補助事業を遂行するにあたり、反社会的勢力*の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係者
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

Ⅷ 個人情報の取扱い

本補助事業により協会が設置する補助金センター（その委託先を含む。）が L P ガスの販売業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本補助事業の業務の範囲内でのみ使用します。

Ⅷ お問い合わせ先

一般社団法人 栃木県 L P ガス協会内 補助金センター TEL : 028-689-9912

FAX : 028-689-9913

営業時間：平日午前 9 時～午後 4 時 30 分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）